

報告第 1 号

新居浜市・別子山村合併協議会委員の交替について

新居浜市・別子山村合併協議会委員の交替について次のとおり報告する。

平成 1 4 年 6 月 3 日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

新居浜市・別子山村合併協議会委員の交替について

新居浜市・別子山村合併協議会規約第 7 条第 1 項第 2 号に定める委員（両市村の議会の議長及び副議長）について、新居浜市の議会の議長及び副議長の辞職に伴い、新たに議長及び副議長が選任されたので、次のとおり委員の委嘱及び解職を行った。

	委嘱された委員	解職となった委員	委嘱日又は解職日
議 長	藤 田 若 満	山 本 健十郎	平成 1 4 年 5 月 1 5 日
副議長	加 藤 喜三男	近 藤 司	”

協議第 9 号

合併の期日について

合併の期日について提出する。

平成 1 4 年 6 月 3 日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

合併の期日について

合併の期日は、平成 1 5 年 4 月 1 日とする。

平成 年 月 日確認

協議第10号

地域審議会の設置の取扱いについて

地域審議会の設置の取扱いについて提出する。

平成14年6月3日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会長 佐々木 龍

地域審議会の設置の取扱いについて

別子山村区域に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4の規定による地域審議会を置く。

平成 年 月 日確認

地域審議会を設置することに関する協議

(目的)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項及び第2項の規定に基づき、区域を新居浜市に編入する前の宇摩郡別子山村(以下「設置区域」という。)を対象とする地域審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 この地域審議会を新居浜市別子山地域審議会(以下「審議会」という)と称する。

(所掌事項)

第3条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 設置区域に係る新市建設計画(以下「建設計画」という)の変更及び執行状況並びにその他市長が必要と認める事項に関し、市長の諮問に応じて審議し、答申すること。
- (2) 設置区域に係る建設計画の執行状況及び必要と認める事項に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第4条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の役職員
- (2) 学識経験者
- (3) 公募により選任された者

3 前項第3号の委員の人数は3人以内とする。

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、審議会に諮ったうえで公開しないことができる。

(審議会の意見聴取等)

第 8 条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。

(設置期間)

第 9 条 審議会の設置期間は平成 1 5 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日までとする。

(庶務)

第 1 0 条 審議会の庶務は、新居浜市別子山支所において処理する。

(補則)

第 1 1 条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この協議は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

協議第 11 号

議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱いについて提出する。

平成 14 年 6 月 3 日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱いについて

- 1 別子山村の議会の議員は、合併特例法第 7 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、新居浜市の議会の議員の残任期間、新居浜市の議会の議員として引き続き在任するものとする。
- 2 両市村の合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併特例法第 7 条第 3 項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される新居浜市の議会の議員の任期に相当する期間について、別子山村を区域とする選挙区を設け、新居浜市の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に人口比率を乗じて得た数 1 名を、新居浜市の旧定数に加えた数をもって新居浜市の議会の議員の定数とするものとする。

平成 年 月 日確認

協議第 1 2 号

農業委員会の委員の任期等に関する取扱いについて

農業委員会の委員の任期等に関する取扱いについて提出する。

平成 1 4 年 6 月 3 日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

農業委員会の委員の任期等に関する取扱いについて

- 1 別子山村の農業委員会は、新居浜市の農業委員会に統合するものとする。
- 2 別子山村の農業委員で選挙による委員である者のうち 2 名は、合併特例法第 8 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、新居浜市の農業委員会の委員の残任期間に限り、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として引き続き在任するものとする。この場合において、2 名の選出については、別子山村の農業委員で選挙による委員である者の互選により、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

平成 年 月 日確認

協議第 13 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて提出する。

平成 14 年 6 月 3 日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

地方税の取扱いについて

地方税は、新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、個人市民税の均等割及び法人市民税の税割の税率については、合併特例法第 10 条の規定により、合併が行われた日の属する年度に限り、不均一課税とする。

平成 年 月 日確認

協議第14号

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いについて提出する。

平成14年6月3日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会長 佐々木 龍

使用料、手数料等の取扱いについて

- 1 使用料については、原則として当面現行どおりとする。ただし、公民館及び火葬場の使用料については、新居浜市の制度に統一する。
- 2 手数料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
- 3 道路占用料については、新居浜市の制度に統一するものとする。

平成 年 月 日確認

協議第15号

公共的団体（補助団体を含む。）等の取扱いについて

公共的団体（補助団体を含む。）等の取扱いについて提出する。

平成14年6月3日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会長 佐々木 龍

公共的団体（補助団体を含む。）等の取扱いについて

各種公共的団体（補助団体を含む。）等については、合併後の速やかな一体性を確立するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

ただし、団体運営補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、予算措置の段階で調整するものとする。

- 1 両市村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- 2 両市村独自の団体は、現行どおりとするが、市地域全体の均衡を保つよう調整するものとする。

平成 年 月 日確認

協議第16号

事業費補助金等の取扱いについて

事業費補助金等の取扱いについて提出する。

平成14年6月3日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会長 佐々木 龍

事業費補助金等の取扱いについて

事業費補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ調整を図るものとする。

- 1 両市村で同一又は同種の制度については、原則として新居浜市の補助制度に統一するものとする。
- 2 両市村独自の補助制度で、廃止により住民生活に大きな影響を及ぼすものについては、当面現行どおりとする。
- 3 整理統合できる補助制度については、廃止するものとする。

平成 年 月 日確認

協議第 17 号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて提出する。

平成 14 年 6 月 3 日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

消防団の取扱いについて

- 1 合併時に新居浜市に統合するものとする。
- 2 報酬及び費用弁償等については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
- 3 定数等の見直しについては、新市の消防計画に基づき調整するものとする。

平成 年 月 日確認

協議第 18 号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて提出する。

平成 14 年 6 月 3 日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

慣行の取扱いについて

- 1 市章
新居浜市の市章を用いるものとする。
- 2 名誉市民制度等
名誉市民制度及び表彰制度は、新居浜市の制度に統一するものとする。
- 3 市民憲章等
新居浜市の市民憲章等を用いるものとする。
- 4 市の歌
新居浜市の歌を用いるものとする。
- 5 市花・市樹
新居浜市の市花及び市樹を用いるものとする。

平成 年 月 日確認